

(別記)

京丹後市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9の規定に基づき、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える、子育て世帯又は妊婦等がいる世帯を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、当該世帯の養育環境を整え、虐待リスク等を軽減することを目的として実施する京丹後市子育て世帯訪問支援事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、京丹後市とする。ただし、事業を適切に実施できると認められる者(以下「委託事業者」という。)に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者(以下「対象者」という。)は、本市に居住し、本事業による支援が必要な、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者又はそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある児童又は保護者の養育を支援することが必要と認められる児童の保護者若しくはそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 出産後の養育について出産前において支援を行うことが必要と認められる妊婦又はそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他事業の目的に鑑みて、市長が本事業による支援が必要と認めるもの

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、前条に規定する対象者が属する世帯の居宅を訪問支援員が訪問し、当該世帯の状況に合わせて、次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行又はサポート等の支援をいう。)
- (2) 育児・養育支援(育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等の支援をいう。)

(3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴及び相談又は助言

(事業の利用日時等)

第5条 事業を利用できる日及び時間並びに頻度及び期間は次の各号のとおりとする。

(1) 事業を利用できる日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。）を除く日とする。

(2) 事業を利用できる時間は、午前8時から午後6時までの間とし、1日の利用時間は、2時間以内とする。ただし、緊急やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(3) 事業を利用できる期間は、初回利用日の属する月の翌月から3箇月間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該期間を3箇月の範囲内で延長することができる。なお、延長の利用の申請は、第7条の利用の申請の手続を準用する。

(訪問支援員の要件)

第6条 訪問支援員については、次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 市長が適当と認める研修を修了した者

(2) 次に掲げる事由のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(利用の申請)

第7条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、京丹後市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（別記様式第1号）により市長に申請するものとする。

(利用の決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査の上、利用の適否を決定し、京丹後市子育て世帯訪問支援事業利用（決定・却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、第2条の規定により委託事業者に委託している場合であって、前項の規定による利用の決定を行ったときは京丹後市子育て世帯訪問支援事業依頼書（別記様式第3号）により、委託事業者に依頼するものとする。

（利用決定の取り消し）

第9条 市長は、対象者が次の各号に該当するときは、事業の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 本市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手続きにより事業の利用の決定を受けたとき。
- (3) その他事業の利用が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定を取り消したときは、京丹後市子育て世帯訪問支援事業利用取消決定通知書（別記様式第4号）により、当該対象者に通知する。

（費用負担）

第10条 事業を利用した者（以下「利用者」という。）が、第4条に規定する訪問支援を受けたときは、当該利用者が属する世帯の区分に応じて別表に定める当該事業に要する費用を支払わなければならない。

2 利用者は、前項の費用負担とは別に食材料費、光熱水費又は買い物に係る実費を負担するものとする。

3 利用者は、前2項に規定する費用について、事業の実施者に支払うものとする。

（費用負担の減免）

第11条 市長は、次に掲げる特別な理由があると認めるときは、前条第1項に規定する利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 児童福祉法第21条の18第2項の規定に基づく、支援の提供の決定を受けた者であるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

子育て世帯訪問支援事業利用者負担額

利用世帯区分	利用者負担額	
	1 時間当たりの費用	1 回当たりの交通費相当額
A 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯	0 円	0 円
B 世帯に属する者全員が市民税が非課税である世帯	330 円	200 円
C 世帯に属する者全員の市民税所得割課税額の合計が 77,101 円未満である世帯	660 円	400 円
D その他世帯	1,650 円	1,000 円

備考

- 1 B の世帯は、一の年度間における 96 時間未満の利用については費用負担を徴収しない。
- 2 C 及び D の世帯は、一の年度間における 48 時間未満の利用については費用負担を徴収しない。

別記様式第1号（第7条関係）

京丹後市子育て世帯訪問支援事業 利用申請書

＜申請者＞（申請されるかたの情報を記入します。）

京丹後市長 様	(提出日) 年 月 日		
京丹後市子育て世帯訪問支援事業を申請します。市が利用料の算定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、および、その情報に基づき決定した利用者負担額について、実施施設へ通知することに同意します。			
また、子育て世帯訪問支援事業を利用するにあたり、事業実施に必要な範囲で市が関係機関と連携することに同意します。			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名	署名	日中連絡先	
住所		続柄	対象者から見て

＜対象者＞（訪問支援を希望するかたの情報を記入します。）

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名	☐ 申請者と同じ		
住所	☐ 申請者と同じ		

＜申請内容＞（訪問支援を希望する内容について記入します。）

支援を必要とする理由					
支援希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
支援希望回数・時間	週・月 回 1回 時間				
支援希望内容	1 家事支援 () 2 育児支援 () 3 その他 ()				
世帯員の状況	氏名	生年月日	年齢	続柄	備考

第 号
年 月 日

様

京丹後市長

京丹後市子育て世帯訪問支援事業利用（決定・却下）通知書

年 月 日付で申請がありました京丹後市子育て世帯訪問支援事業の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

利用者	住 所	京丹後市
	氏 名	
利用の可否	可 ・ 不可 （不可の理由）	
支援の内容	1. 家事支援（ ） 2. 育児・養育支援（ ） 3. その他（ ）	
利用期間	期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで	
利用頻度	頻度： 週・月 回	
利用時間	時間： 1 回 時間	
利用者負担額	1 時間当たり 円	

別記第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

（受託事業者） 様

京丹後市長

京丹後市子育て世帯訪問支援事業依頼書

京丹後市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の規定により事業の実施を依頼します。

利 用 者	住 所	京丹後市 町				
	(ふりがな) 氏 名	電話番号 (— —)				
			生年月日	年 月 日		
支援を必要とする理由						
支援期間		年 月 日 から 年 月 日 まで				
支援回数・ 時間		週・月 回 1 回 時間				
支 援 内 容		1 家事支援 () 2 育児支援 () 3 その他 ()				
利 用 者 負 担 額		1 時間当たり 円				
世帯員の状況		氏 名	生年月日	年齢	続柄	備考
					世帯主	

※支援回数及び頻度については、利用者の状況により変更が生じることがあります。

別記様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長

印

京丹後市子育て世帯訪問支援事業利用取消決定通知書

標記の件について、下記の理由により子育て世帯訪問支援事業の利用の決定を取り消すこととしましたのでお知らせします。

記

1 取消年月日

2 取消理由